

マレーシア・ロングステイに伴う ペットの輸出入手続きと諸問題

黒田 明雄

倉敷芸術科学大学産業科学技術学部

(2011年10月1日 受理)

1 はじめに

近年、年金を活用した海外生活のテレビ番組が放映され、ロングステイの大衆化に伴い長期滞在査証を取得した人がペットを連れていくケースがある。また、短期の海外旅行にペットを連れていく人もいる。動物検疫所では、交通手段の発達や社会経済の国際化を背景として、今後、海外赴任や旅行に犬、猫などのペットを同伴する機会の増加を予想している。当然のことではあるが、動物の輸出入においては、両国の検疫法に基づいて必要な措置を講じる必要がある。

多様なロングツーリズムのひとつがロングステイである。筆者は、ロングステイ財団の登録ロングステイアドバイザー（LSアドバイザー）¹⁾として、マレーシアやベトナムなどで滞在生活を送る在留邦人に対する海外調査経験を活かして人気国マレーシアを中心に長期滞在を考えている方の相談に応じている。査証の取得方法や医療事情、住宅事情、通信事情、資金問題などに加えて、ペットの輸出入手続きに関する質問を受ける。ロングステイに関わる業者でもペットの輸出入手続きの流れを明確に説明できる人は多くない。

マレーシアは、ロングステイ先として5年連続第1位の人気国である。親日的なイスラムの国であるが、犬を伴う場合は配慮しなければならない。日本を含む11の国や地域を除き、世界のほとんどの国が狂犬病発生国である。狂犬病は犬に限らず猫などに咬まれたり引っかかれたりして発症するとほぼ100%死亡する危険な病気である。人畜共通感染症のひとつで、世界では毎年5万人以上の方が死亡している。²⁾したがって輸出入の検疫は重要な問題である。

日本とマレーシアの検疫制度³⁾については、それぞれ両国の動物検疫のホームページに示されている。筆者自身、シンガポールへの海外赴任の際に猫を連れて行った経験があるが、LSアドバイザーであっても分かりにくい。日本の動物検疫の不明な点については問い合わせができるが、マレーシア側の正確な情報を得ることは容易でない。

本稿の目的は、許可された小型犬⁴⁾や猫をロングステイの人気国マレーシア（特に在留届の多いクアラルンプールKLとペナン島）に連れて行き、日本に連れて帰るための動物の輸出入に関する手続きを明確にすることである。その手続きは複雑で分かりにくい。そのため、どの時点で何をしたらよいかの手順をフローチャート形式で作成した。また、相

談者にとって参考となる事項を記述した。

これはLSアドバイザーの相談活動に還元でき、特に海外へペットを伴う方には貴重な情報となると考える。2010年8月と2011年2月の現地調査を踏まえ、動物検疫所関西空港支所やマレーシア農業省動物サービス庁などへのインタビューや問い合わせをもとに記述した。⁵⁾

2 ペットの輸送

1) 輸出入のできる空港及び港

日本でペットの輸出入の可能な空港は限られる。動物検疫所のサイトには以下の17の空港と港が明記されている。⁶⁾ 苫小牧港、京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、博多港、鹿児島港、那覇港、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港(羽田)、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港、北九州空港、鹿児島空港、那覇空港である。

通常、ロングステイには航空機を利用する。したがって、利用空港の選択は千歳空港、成田国際空港、東京国際空港(羽田)、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港、北九州空港、鹿児島空港、那覇空港の9空港から、航空会社の搬送条件や輸送時間などのフライト情報を考慮して決めることになる。

マレーシアでは、検疫施設のある入国地点はクアラルンプール国際空港(KLIA)及びペナン国際空港、クラン港、バダンベサル(タイとの国境)、ジョホールバル(シンガポールとの国境)の5地点である。航空機を利用し、輸出入のできるのは先の2空港に限られる。⁷⁾

2) ペットの輸送方法

航空機による輸送には①機内客室手荷物持ち込み扱い②ペット専用貨物室預かり扱い③運送専門会社別便貨物扱いの3つの方法がある。②は客室と同様に空調の効いた機体腹部の貨物室に預けることになる。

この3つの輸送方法は、航空会社や相手国政府のルールによって異なるので最新情報を得ることが必要である。オーストラリアやニュージーランドなどは③の方法しか認めていない。

日本・マレーシアKLIA間の直行便はマレーシア航空(MH)と日本航空(JL)の2社が運航している。全日空(NH)はMHとの共同運航便で機体はMHを使用している。ペットにとって輸送時間が短く負担が少ないのは、飼い主と同便の直行便を選択することである。日本からの直行便は、客室持ち込みは認めてなくペット専用貨物室預かりの輸送となる。

飼い主やペットの事情によっては、客室手荷物持ち込みを望む方もいる。現在、乗継便のタイ航空と大韓航空の2社は、条件付で客室手荷物持ち込みを認めている。同日に到着

するタイ航空の方が負担は少ない。

航空券の購入は航空会社のペット輸送の許可がとれた後になる。輸出入の各種書類の取得にも日数がかかるので余裕をもって対応したい。

3) フライト情報

関西国際空港発よりも成田国際空港や羽田国際空港からの便数は多いが、ここでは関西国際空港を輸出入の空港と想定し、関空発 KLIA とベナン空港行きの同日着便及び関空着便のフライト情報を記す。

ペットへの負担を考慮して、直行便のマレーシア航空（専用貨物室預かりのみ認可）と乗継便のタイ航空（客室手荷物持ち込み可能航空会社）のフライト情報の事例を記載する。バンコクのスワンナプーム空港でトランジットする場合、到着の3日前までに空港の動物検疫所⁸⁾へ申請書の提出を求められている。日本とマレーシアとの時差はマイナス1時間、タイはマイナス2時間である。以下の時間は現地時間である。

往路（日本→マレーシア）（2011.9 現在）

- 直行便 マレーシア航空利用の場合（ペットは貨物室）
関空発 11：00 - (約 6.5h) - KLIA 着 16：40
…同空港発 18：05 - (約 1h) - ベナン着 18：55
※ ベナンへの乗継は国内線のマレーシア航空を使用する。
- 乗継便 タイ航空利用の場合（ペットは客室）
関空発 11：45 - (約 6h) - バンコク着 15：35
…同空港発 16：40 - (約 2h) - KLIA 着 19：50
…同空港発 19：25 - (約 2h) - ベナン着 22：10

復路（マレーシア→日本）

- 直行便 マレーシア航空利用の場合（ペットは貨物室）
ベナン 21：45 発 - (約 1h) - KLIA 22：40 着
…同空港発 23：45 - (夜行便約 6.5h) - 関空着 7：15
※ ベナン - KLIA 間の国内線の便数は多い。
成田空港へは KLIA 11：00 発 - 19：10 着便がある。
- 乗継便 タイ航空利用の場合（ペットは客室）
KLIA 発 7：50 - (約 2h) - バンコク着 9：00
…同空港発 11：00 - (約 6h) - 関空着 18：30
ベナン発 8：00 - (約 2h) - バンコク着 8：40

3 日本からマレーシアへのペット輸出手続き

ペットを初めて海外へ連れて行く場合、出国予定の3ヶ月以上前から準備すると余裕をもって対応できる。飼い主自身で手続きができるが、両国の検疫書類を整えるには相当なエネルギーを要する。輸送の専門業者へ依頼する場合でも、飼い主がしなければならないことは多い。

1) 日本でおこなうこと

① 動物病院及び抗体検査機関に対して

最初に動物病院の獣医師に依頼して、必ず国際規格のマイクロチップ (ISO11784/5) を背側頸部皮下に装着しなければならない。その後、1回目の狂犬病ワクチンの予防接種をする。マイクロチップ装着後であれば同日に接種も可能である。1回目の接種日から30日以上経過して2回目の狂犬病予防接種となる。その後、1～2週間あけて抗体検査のための採血をする。

世界的に抗体検査機関を有する国は限られている。日本では神奈川県の畜産生物化学安全研究所⁹⁾のみである。事前に連絡し、検査申請書や容器表示、輸送方法などの確認をしておく。飼い主が抗体検査料金12,000円(消費税込)を振り込み、最低1mlの血清をクール宅急便で送付する。抗体検査の結果は12日以内に、抗体の価が明記された証明書が送られてくる。0.5IU/ml以上の価が記入されていれば国際基準をクリアしていることになる。

その他、出国前に計画的に感染病予防のために犬は8種、猫は5種の混合ワクチンを接種する。また、寄生虫駆除については外皮へ投薬や内臓へ薬の投与をしておく。いずれも英文の証明書を取得する。

出国(輸出)の直前1週間内に、動物病院でレプトスピラ症などの健康診断を受け、英文の健康証明書を取得する。これについては飼い主が必要事項を含む英文の健康証明書を作成し、獣医師がサインをしてもマレーシア側では認められていた。以下に必要な事項をまとめた。

- ・動物個体識別記号登録申込書の取得(マイクロチップ装着記録書類)
- ・英文狂犬病予防接種証明書の取得(接種日より有効期間1年間)
- ・畜産生物化学安全研究所(抗体検査機関)へ申請書(獣医師記入欄有)及び血清送付
- ・英文抗体検査証明書の取得(採血日より有効期間2年間)
- ・混合ワクチン接種及び寄生虫駆除の英文証明書の取得
- ・英文健康証明書の取得(出国前に臨床検査 獣医師必要事項記入)

② マレーシア動物サービス庁及び到着空港動物検疫事務室に対して

政府行政機関はKL市外のプトラジャヤ(Putrajaya)に集中して所在している。マレーシア農業省動物サービス庁を訪問し、インド系の担当官から検疫システムについての情報

を得た。輸入許可申請書は動物サービス庁サイトから取得することができる。必要事項を記入の上、5RMをそえて動物サービス庁¹⁰⁾に申請する。5RMは振り込みや代理納付でもよい。出国日が近づいたらマレーシアの到着空港動物検疫事務室¹¹⁾に書面で事前連絡をしておくと、到着時間にあわせて検疫官が対応してくれる。

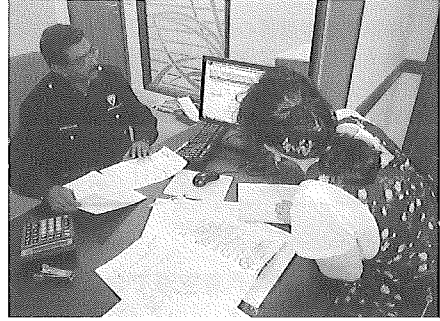


写真1 動物サービス庁

- ・ 輸入許可申請書の取得（動物サービス庁サイト）
- ・ 輸入許可書の取得（有効期間30日）
- ・ 到着空港動物検疫事務室へ書面連絡（輸入者名・ペット情報・搭乗便・到着時刻等）

③ 航空会社に対して

飼い主はペットの輸送方法を考えなくてはならない。まず、利用する航空会社に事前連絡をし、輸送許可を得る。許可ができれば航空券の手配となる。客室内持ち込みができる航空会社は限られている。航空会社によってルールは定められているので確認が必要である。日本を出国する日のチェックイン時には、ペット搭乗に関する同意書への署名が求められる。タイ航空の場合、客室手荷物扱いはケージを含めて1キロ4,300円の輸送費用がかかる。（2011.9現在）

- ・ ペット搬送予約と航空券手配
- ・ チェックイン時に輸出入証明書の提示
- ・ 同意書への署名と輸送費の支払い

④ 出国空港動物検疫所に対して

事前に日本側の輸出空港の動物検疫所に輸出検査申請書を提出し、届出受理書を取得する。届出受理書には出国日の検査時間が明記されている。出国日には出発3時間前に空港に併設した動物検疫所に行き、取得している書類を提示して検査を受けなければならない。

問題がなければ英文の輸出検疫証明書2通が渡される。原本の1通はマレーシア入国時に提出し、コピーの1通は日本への帰国時に提出を求められる。また、様式Aと様式Cという英文の推奨証明書が渡される。これは日本への帰国時に滞在国内マレーシアで記入してもらう重要な書類である。この書類は保管をしておかなければならない。

通常、書類が整っていれば手続きは30分程度で終了する。その後は空港の航空会社のカウンターで搭乗手続きをおこなう。

- ・輸出検査申請書の提出（出国7日前までに）
- ・輸出検査届出受理書の取得（検査日時の連絡）
- ・マイクロチップID照合
- ・英文輸出検疫証明書2通の取得（原本1通とコピー1通）
- ・英文様式Aと様式Cの取得（輸入のために必要な推奨証明書）
- ・ケージに検疫タグの取り付け

2) マレーシアの到着空港でおこなうこと

クアラルンプール国際空港（KLIA）とペナン国際空港でのペットの輸入手続きは以下のようになっている。空港動物検疫事務室（Animal Quarantine）は24時間体制で受入れている。到着便の事前連絡をしておくことが必要である。KLIAの検疫事務室は出国出口のJ手荷物ターンテーブル付近にある。目印はマレー語でMAQIS／Kuarantin Haiwan（Haiwan＝動物）と書かれた表示板である。



写真2 KLIA 空港動物検疫事務室

以下、手続きについては、KLIAとペナンの空港動物検疫事務室の検疫官に確認した。KLIAでは空港職員が事務室まで連れてきてくれるが、ペナン空港では荷物のターンテーブルで引き取る。空港動物検疫事務室において輸入手続きに必要なものは以下の通りである。

- ・マレーシア輸入許可書の提出（マレーシア農業省動物衛生局発行1ヶ月有効）
- ・英文輸出検疫証明書の提出（動物検疫所発行の原本）
- ・英文抗体検査証明書の提示（畜産生物科学安全研究所発行）
- ・英文健康証明書の提出（動物病院発行）
- ・検査料納付（空港動物検疫事務室で小型犬一匹40RM、猫一匹30RM）

空港動物検疫事務室の検疫官は、直接、日本から小型犬や猫を持ち込む場合は、輸出検疫証明書や輸入許可書などの書類が整っていれば問題なく輸入できると応えた。検疫期間がなく事務手続きのみの時間でペットを伴い入国できる。日本は世界でも数少ない狂犬病が発生していない国であるとともに日本の輸出検疫体制はしっかりしていることが背景にある。飼い主とペットが同じ便で来馬すると手続きは簡単に済む。

事務室の壁や机には、ペットの到着便や到着予定時刻が記入された覚え書きや輸入記録ノートがあった。日々、日本を含む世界の国々からペットが輸入されている状況を確認した。

4 マレーシアからの日本へのペット輸入手続き

日本から連れてきたペットを2年以内に連れて帰る場合、つまり、日本へ輸入するためのマレーシア側の輸出手続きについて、マレーシア農業省動物サービス庁及び政府動物病院¹²⁾、動物検疫所関西空港支所へのインタビューや問い合わせをもとに述べる。

1) マレーシアでおこなうこと

① 日本の到着空港動物検疫所に対して

- ・輸入届出書の提出（到着の40日前までに。緊急時は別途対応可能）
- ・輸入届出受理書の取得
- ・到着予定の連絡（4日前から前日までに）

② 航空会社に対して

- ・ペット搬送予約と航空券手配
- ・チェックイン時に輸出入証明書の提示
- ・同意書への署名と輸送費の支払い



写真3 KL チェラスの政府動物検疫病院

③ マレーシアの動物病院及び政府動物検疫病院に対して

- ・英文輸出許可書の取得（出国前に政府動物検疫病院にペットを連れて行く）
 - * 英文抗体検査証明書の提示（日本から持参したコピー 有効期間2年間）
- ・英文輸入証明書様式A及び様式C1/3 C2/3 C3/3への記入依頼（日本輸入時に必要な提出書類）（自己記入欄及び動物病院獣医師記入欄、政府検疫官記入欄、政府公印欄を含む）
 - * 1~2年の滞在の場合、簡易版の様式A及び様式C1/3 C2/3 C3/3を使用できる。
 - * 様式C3/3は健康証明書（動物病院獣医師記入）を含む書類である。

様式Aと様式Cのそれぞれに、マレーシア政府の公印が押されていないといけない。政府の動物検疫病院はKL市内ではチェラス（Cheras）にある。ここに勤務する獣医官に必要な事項について確認をおこなった。政府動物検疫病院は他にもKL市内から少し離れたクラン港（Klang）に近いシャーラム（Shah Alam）にもある。ペナン州では半島側のジュルウタラ（Juru Utara）インターチェンジを降りたテンガ（Tengah）通りにあることを確認した。

④ 注意事項

海外滞在期間に注意しておかなければならないことは以下のことである。

日本で接種した狂犬病予防接種の有効期間は1年である。海外の動物病院では2年または3年の有効期間の予防接種もある。ワクチンの有効期間の確認が必要である。有効期間が過ぎてしまった場合はどうなるのであろうか。日本で受けた接種及び抗体検査と同様なことを繰り返さなければならないことになる。感染の有無を確認するために、滞在国マレーシアで採血から180日間の待機期間を要することになる。

有効期間内に狂犬病予防接種はしたが、抗体検査の有効期間2年以内に抗体検査ができなかった場合はどうなるのであろうか。採血をした日から180日間の待機期間を要することになる。マレーシアには抗体検査機関がないので日本などの海外の検査機関に依頼しなければならない。犬の血清の国際送付には輸出検疫証明書が必要である。

いつでも日本にペットを連れて帰国できるようにしておくためには、予防接種と抗体検査を有効期間内にする必要がある。マレーシアは犬を不浄とするイスラム文化圏であり、かつ狂犬病発生国という状況を考えると少なくとも予防接種は飼い主の義務と考えたい。

マレーシアで飼い始めたペットを輸出すると、マイクロチップの装着から始まるので待機期間を考えると最低7ヶ月前から準備をしなければならない。

2) 日本でおこなうこと

日本の到着空港動物検疫所での輸入手続きは以下の通りである。手荷物を受け取るフロアに空港動物検疫所のカウンターがある。ケージと共に以下の書類を提出すれば通常30分程度で輸入手続きは終わる。輸入時には日本出国時に渡された様式A及び様式C1/3 C2/3 C3/3の書類に必要事項が確実に記入されていることが重要である。

- ・輸入届出受理書の提示
- ・英文狂犬病抗体検査証明書（コピー）の提出
- ・英文輸入証明書様式A及び様式C1/3 C2/3 C3/3の提出
- ・マイクロチップID照合

5 関連する相談内容

ロングステイを希望する相談者から査証の取得方法や医療事情、住宅事情、資金問題などの質問を受ける。ペットを伴う方は加えて、輸入手続きや輸送方法のほかに以下の相談もある。

1) ペットと住む住居

ペットと住むことができる住居は周囲の環境とオーナー次第である。イスラム教徒の多く住むところは避けて中国系の方や外国人が住むエリアの住居を選択することになる。KLにもペナンにも査証の取得を補助するLS財団の公認海外サロン¹³⁾があり、ペットと生活できる賃貸住宅の契約を含めて総合的にサービスを提供している。住居は信頼できる

仲介者を通して借りの方がトラブルになりにくい。マレーシア各地でインタビューを実施した際に、庭付一軒屋やコンドミニユアムのユニットで暮らす犬や猫に出会った。低層階で犬を飼う場合は、暑い国であるので蚊が媒介するフィラリアの予防に注意しなければならない。

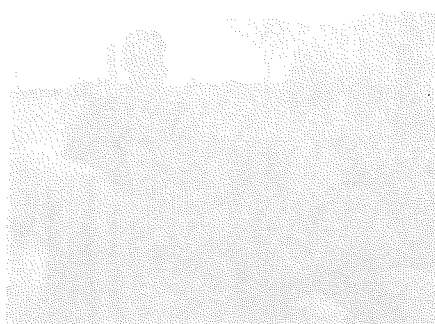


写真4 高層ユニットでペットと暮らすロングステイヤー夫妻

2) ペットとの移動方法

マレーシアでは法律で電車やバスなどの公共交通機関に動物を乗せることはできない。イスラム教徒のタクシーは宗教上の理由で犬を乗せることができないと考えた方がよい。空港から市内へ向かう場合は事前に手配をしておけば確実である。中国系かインド系のドライバーに確認をしてみるのも方法のひとつである。タクシーへ乗車する度にドライバーにたずねてみたが、ペット同乗の可否はドライバー次第であるようだ。

飼い主にとっては家族同然の犬であっても、イスラム教徒にとっては抵抗があるので、人が集まるところに連れていけないなどの配慮が必要である。インタビューに応じた犬や猫の飼い主は、動物病院への移動や外出を考えて自家用車を所有していた。自家用車を持たない選択をする方は、電話1本で来てくれる顔なじみの中国系かインド系のタクシードライバーを見つけておくことも生活の知恵である。



写真5 禁止事項
(ペットの乗車など)

3) 動物病院

KLにもペナンにも動物病院やペットショップ、ペットサロンはある。ペナン島では日本人の飼い主が連れて行く動物病院を2つ確認した。ジル動物病院の見学と獣医師へのインタビューをおこなった。インド系の獣医師であった。宗教上の理由からイスラム教徒は獣医師に向かないようである。日本の動物病院の設備と比べながら、処置室や手術室、レントゲン室、薬剤室などを見学した。犬猫の治療食も置かれていた。日本とほぼ同等の犬や猫の病気に対応できる動物病院であることを確認した。



写真6 ペナンのジル動物病院

4) ペットの輸出入代行業者

ペットを連れての長期滞在は査証の取得から始まる。LS財団の公認海外サロンは査証の取得や住宅の契約、ペットの輸出入の代行などに有料で対応している。滞在生活の総合的なサポートができる現地サロンを利用することも選択肢のひとつである。ペットの輸出入代行は、実績のある日系のクラウンラインや日本通運などの海外引越業者も引き受けている。

いずれも経験のある日本人が窓口となり手続きの代行をしている。ロングステイを開始した場合でも緊急時に備えてサポートを頼める会社の情報収集しておくことが必要である。

6 おわりに

本稿では、小型犬や猫をマレーシアに連れて行き、日本に連れて帰るための動物の輸出入に関する手続きを明確にした。複雑な手続きを時系列で資料1と資料2に整理した。また、長期滞在を考える相談者の視点に立って参考となる事項を記述した。

日本からマレーシアにペットを連れて行く場合、最短でも約3ヶ月の準備期間を要する。また、マレーシアから日本へ連れて帰る場合は、必要な処置をしておけば、準備期間は比較的短く済むことが分かった。

本稿が広くLSアドバイザーの相談活動に還元され、海外へペットを伴う方のロングステイの一助となれば幸いである。

資料1 日本（輸出）からマレーシア（輸入）までの流れ

日程	日本	マレーシア
3ヶ月前	<p>☒動物病院 マイクロチップ装着 マイクロチップ装着記録書の取得 狂犬病予防接種1回目（装着後同日接種可 ワクチン有効期間1年）</p> <p>→☒航空会社 ペット搬送予約（客室 or 貨物室）と航空券手配</p>	
2ヶ月前	<p>☒動物病院 狂犬病予防接種2回目（1回目接種後30日 - 1年以内） 英文狂犬病予防接種証明書の取得</p> <p>☒動物病院 ※タイ航空で客室持込みを選択する場合、 採血（2回目接種後1 - 2週間適期） スワンナプーム国際空港に乘継の申請 を3日前までに提出する。</p> <p>☒畜産生物化学研究所（抗体検査機関） 狂犬病抗体検査申請書と血清保冷送付</p> <p>英文狂犬病抗体検査証明書の取得（12日以内結果通知 有効期間2年）</p>	
1ヶ月前	<p>→↑空港動物検疫所 輸出検査申請書の送付 輸出検査届出受理書の取得</p>	<p>☒↑マレーシア政府動物サービス庁 英文輸入許可申請書 FormA 送付 英文輸入許可書の取得（30日間有効）</p>
1週間前	<p>☒動物病院 混合ワクチン及び寄生虫駆除 英文健康証明書の取得</p>	<p>☒↑マレーシア空港検疫事務室 到着便の書面連絡</p>
出国日		
3時間前	<p>→↑空港動物検疫所 英文輸出検疫証明書2通の取得（原本1通・コピー1通） 英文輸入様式A様式Cの取得 検疫タグ取付</p> <p>☒航空会社のカウンター チェックイン 輸送料金の支払い</p>	
出発 到着		<p>☒↑マレーシア空港検疫事務室 英文輸入許可書の提出 英文輸出検疫証明書等の提出 検査料納付</p>

資料2 マレーシア（輸出）から日本（輸入）までの流れ

日程	マレーシア	日本
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">40 日前</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">1 週間前</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">[出国日]</p> <p style="text-align: center;">3 時間前</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">出発 到着</p>	<p>※滞在期間1年2年となる場合、予防接種と採血検査に要注意</p> <p>[C+] 現地動物病院</p> <p>狂犬病予防再接種（有効期間1年以内に接種）</p> <p>狂犬病抗体検査のための採血（有効期間2年以内に検査）</p> <p>[包] 日本などの抗体検査機関</p> <p>血清の国際送付（猫は検疫証明書不要）</p> <p>狂犬病抗体検査証明書の取得</p> <p>[→] 航空会社</p> <p>ペット搬送予約（客室 or 貨物室） と航空券手配</p> <p>[C+] 現地動物病院</p> <p>英文様式C3/3（健康証明書欄に獣医師記入）</p> <p>[C+] 政府動物検疫病院</p> <p>英文の様式A 様式C1/3 様式C2/3 様式C3/3（政府の公印）</p> <p>様式C3/3（政府獣医官記入）</p> <p>英文輸出許可書（日本輸入時提出不要）</p> <p>[C→] 空港動物検疫事務室</p> <p>[包] 航空会社のカウンター</p> <p>チェックイン</p> <p>輸送料金の支払い</p>	<p>※タイ航空で客室持込みを選択する場合、スワンナプーム国際空港に乘継の申請を3日前までに提出する。</p> <p>[→+] 到着空港動物検疫所</p> <p>輸入届出書の提出（40日前まで）</p> <p>輸入届出受理書の取得</p> <p>[→+] 到着空港動物検疫所</p> <p>輸入変更届書の提出（前日まで）</p> <p>[→+] 到着空港動物検疫カウンター</p> <p>英文様式A様式C3枚</p> <p>英文輸出検疫証明書（コピー）</p>

注及び引用文献

- 1) ロングステイ財団は1992年に通商産業省（現：経済産業省）に認可された公益法人である。高まるロングステイのニーズに対応して、2007年から登録ロングステイアドバイザー制度を設けた。筆者は2008年から登録ロングステイアドバイザーとして相談活動をしている。
- 2) 関西空港検疫所の狂犬病に関する注意を呼びかける配布物には、流行地、感染経路、潜伏期間、症状、治療法、予防などについて旅行者にまとめた情報がある。狂犬病については1970年にネパールからの帰国者1名と2006年フィリピンからの帰国者2名が現地で犬に咬まれて帰国後死亡した事例があるが、日本は狂犬病発生国ではない。
- 3) 日本の動物検疫所<http://www.maff.go.jp/aqs/>に詳細な情報を公開。犬猫の輸出入に必要な各種申請書を取得できる。マレーシアの情報は動物サービス庁<http://www.dvs.gov.my>から入るが分りにくい。英文の輸入許可申請書はhttp://www.dvs.gov.my/web/guest/borang_importのForm A: Animal Lifeから取得できる。
- 4) 在日本マレーシア大使館からのマレーシアの動物規則第8条日本語翻訳版には輸入禁止の犬種と制限付の犬種が記載されている。禁止犬は秋田犬や土佐犬、ブルドックなど。条件を満たすことで特別許可申請できる制限品種はドーベルマンやシェパードなど。
- 5) 現地調査は2010.8.5～30と2011.2.9～22の期間に実施した。農業省動物サービス庁やチェラスの政府動物検疫病院、ベナンのジル動物病院を訪れ不明点を確認した。動物の輸出入を代行する会社の担当者に実際の対応について問い合わせをした。各地で犬や猫と暮らすロングステイヤーにインタビューをおこなった。日本の輸出入については、動物検疫所関西空港支所や畜産生物化学研究所、倉敷動物愛護病院に問い合わせをしている。
- 6) 輸出入できる空港情報は、動物検疫所<http://www.maff.go.jp/aqs/>から入る。ペットの輸出入→日本への入国犬猫→指定地域以外から輸入するには？の順で詳細な情報を得ることができる。
- 7) マレーシアの動物規則第8条に検疫施設がある5つの入国地点（空港2港1陸路2）が記載されている。
- 8) タイ王国大使館農務担当官agrithai@extra.ocn.ne.jpに問い合わせた。トランジットの申請書Form1/1を入手した。日本国内には申請窓口がないので、スワナブーム国際空港の動物検疫所メールアドレスqsap_bkk@dld.go.thに申請しなければならない。客室手荷物として運び乗継時間を空港内で過ごすだけであるが、最新のタイ検疫情報を確認する必要がある。
- 9) 畜産生物化学研究所 <http://www.riasbt.or.jp/>から抗体検査申請書を入手できる。
- 10) 輸入申請書の送付先は動物サービス庁<http://www.dvs.gov.my> メールアドレスhafizan@dvs.gov.my
- 11) クアラルンプール国際空港の動物検疫事務室のメールアドレス aqs@tm.net.my
- 12) クアラルンプール市内のチェラスにある政府動物検疫病院のメールアドレスjabhwo@streamyx.com シャーラムの政府動物検疫病院の情報は<http://www.dvssel.gov.my/cms/index.php>
- 13) マレーシアは人気のロングステイ候補地である。近年、毎年約200組が長期滞在査証を取得している。現在、マレーシアのロングステイ財団公認の海外サロンはKLに3つ、ベナンに2つ、コタキナバルに1つある。このほかにも日本人の多く滞在するKLやベナンには長期査証の取得から生活全般を有料でサポートする会社がある。

参考文献

- 農林水産省 動物検疫所<http://www.maff.go.jp/aqs/>ペットの輸出入情報
在マレーシア日本国大使館領事情報<http://www.my.emb-japan.go.jp/Japanese/ryoji.html>ペットの日本への持ち込み（2011.1.25）
癒しのベナン生活http://www.geocities.jp/penang_healing_life/居住者コーナーの中のペットの輸入情報
在日本マレーシア大使館提供による「動物規則第8条」日本語翻訳版

Procedures and Problems Regarding the Importation and Exportation of Pets Between Japan and Malaysia for Longstayers.

Akio KURODA

College of Science and Industrial Technology

Kurashiki University of Science and the Arts

2640 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi, Okayama 712-8505, Japan

(Received October 1, 2011)

This paper is to examine procedures for the importation and exportation of pets, such as small dogs and cats, between Japan and Malaysia. The procedures are very complicated for pet owners. I present two flowcharts of the necessary procedures for the importation and exportation of pets.

The following was clarified:

1. Transportation to Kuala Lumpur International Airport or Penang International Airport from Japan with considerable burden imposed on pets.
2. Procedures for exportation of pets to Kuala Lumpur International Airport or Penang International Airport from Japan.
3. Procedures for importation of pets to Japan from Kuala Lumpur International Airport or Penang International Airport.
4. Other related questions and problems from pet owners who are considering a long-stay in Malaysia.

This paper is based on my field research in August 2010 and February 2011. The interview and the inquiry about the above procedures and problems were made at the Animal Quarantine Service Kansai airport branch, the Department of Veterinary Service Malaysia, etc.